

宮城県信用保証協会における信用保証書の電子化への対応について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）は、宮城県信用保証協会（会長 吉田 祐幸、以下「当協会」といいます。）と連携し、宮城県に本店を置く金融機関としては初めてとなる、当協会が発行する信用保証書（注）の電子化への対応を開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行では、今後とも地域金融機関として関係機関と連携しながら、お客さまの幅広いニーズにお応えできるよう努めてまいります。

注. 中小企業・小規模事業者の「公的保証人」の役割を担う当協会が、保証審査により保証決定となった場合に、金融機関へ交付する書類であり、金融機関は信用保証書に基づき融資を実行します。

記

1. 信用保証書の電子化について

項目	内容
概要	当協会が発行する「紙」の信用保証書に代わり、電子データ化された信用保証書による取扱いを開始いたします。
対象となる保証制度	社債保証を除くすべての保証制度
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な融資実行 従来の「紙」による信用保証書の郵送にかかるリードタイム（信用保証書が当行に到着するまでの時間）が短縮され、迅速な融資実行に繋がります。 ・高度なセキュリティによるリスク低減 高いセキュリティが確保された電子データにより、書類の紛失リスク等が低減できます。

2. 取扱開始日

2022年2月1日（火）

以上

（関連するSDGs）



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言 ～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月に「SDGs実践計画」を策定しました。

